

東京都社会福祉審議会委員応募要領

1 趣旨

東京都社会福祉審議会（以下「審議会」という。）は、社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査・審議することを目的とする知事の附属機関です。

このたび、審議会の運営に広く都民の意見を反映させるために、審議会委員の一部を都民から公募します。

2 公募委員数

3名程度

3 応募できる方

次の全ての条件を満たす方

（１）都内に住所を有する満１８歳以上の方（令和８年４月１日現在）。ただし、公務員を除きます。

（２）年間数回程度開催される審議会に出席できる方

※審議会は都庁内会議室で開催するほか、オンラインで開催する場合もございます。オンライン開催の場合は、御自身でインターネット環境を整えていただき、御参加いただきますようお願いいたします。

4 応募方法

（１）応募に際して提出していただくもの

- ・応募申込書（郵送で提出いただく場合のみ）
- ・「応募動機及びこれからの社会福祉のあり方」をテーマとする６００字から８００字までの作文（電子申請の場合は、Windows 対応の Word 文書（Microsoft Word）又はテキスト文書）

※提出された作文等はお返しいたしませんので御了承ください。

（２）提出方法及び締切り

令和７年１２月２２日（月曜日）まで（必着）に、郵送または電子申請（ＬｏＧｏフォーム）により、下記担当宛てに提出してください。

（３）選考

福祉局に設置する公募委員審査会において、一次審査（書類）を行い、一次審査通過者に対して二次審査（面接）を行います。なお、審査結果については、令和８年２月頃に郵送で通知します。

5 委員報酬

都が規定する委員報酬額

6 業務内容

社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査・審議していただきます。

7 委員の任期

令和８年４月１日から３年間

(担当) 東京都福祉局企画部企画政策課

住所 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 03-5388-3950

メールアドレス S1140201@section.metro.tokyo.jp